

千葉県若葉区選挙管理委員会告示第18号

参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、本区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和元年6月17日

千葉県若葉区選挙管理委員会委員長 小川 孝男

登録の移替えを延期する期間

令和元年6月20日から参議院議員通常選挙期日まで